

リスクアセスメントに 取り組みましょう!!



労働災害が発生していない事業場であっても「労働災害の危険性のない職場である」とは必ずしもかぎりません。

これからは、この危険性を事前に摘み取るということが重要となります。そのため、リスクアセスメントに取り組むことが必要となってきます。

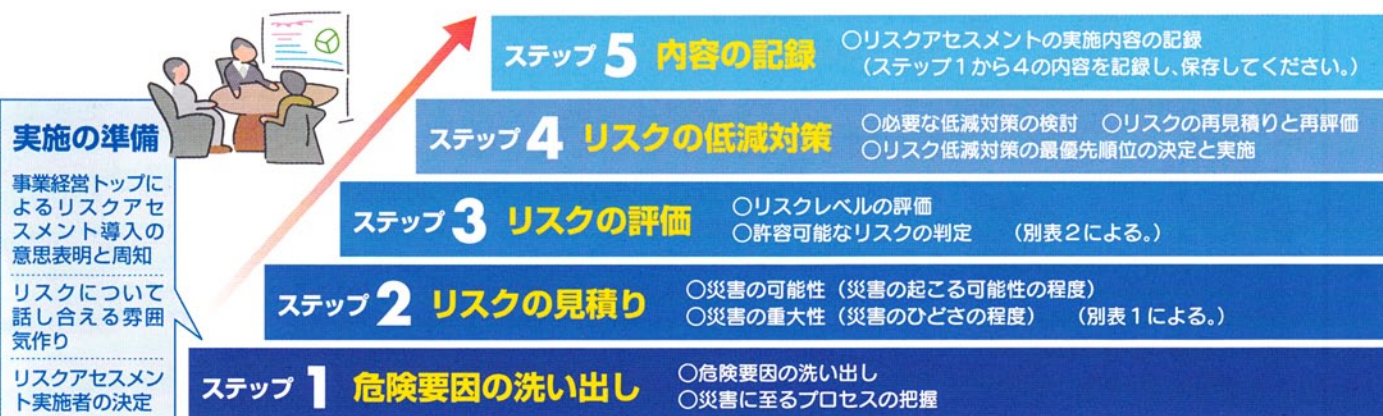
リスクアセスメントとは

事業場における危険性や有害性を特定し、リスク(労働災害の発生危険度の度合い)を見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの除去や低減措置を検討し、それに基づく措置の実施を行うことです。

リスクアセスメントの効果

- 1 災害要因を事前に排除できます。
- 2 対策の優先付けが可能となり、費用対効果が向上します。
- 3 安全配慮義務の履行に不可欠です。
- 4 説明責任を全うする上で不可欠です。
- 5 作業者の直接的な判断を活用するので実効が上がります。
- 6 管理監督者と作業者との危険に対する認識が共有できます。
- 7 残されたリスクに対して「守るべき決め事」の理由が明確になります。

次のステップに従ってリスクアセスメントを進めましょう。



大分労働局・労働基準監督署

このリーフレットに関するお問合せ先

大分労働局労働基準部安全衛生課 ☎097-536-3213
大分労働基準監督署安全衛生課 ☎097-535-1513
中津労働基準監督署 ☎0979-22-2720

佐伯労働基準監督署 ☎0972-22-3421
日田労働基準監督署 ☎0973-22-6191
豊後大野労働基準監督署 ☎0974-22-0153

ステップ2 リスクの見積り

どんな作業でどんな災害を受けるのか、リスクを見積りましょう。

リスクの見積りについては、数値化による方法、数値化によらない方法等、各種の方法がありますが、ここでは数値化によらないリスクの見積り例を示します。

(別表1)

	災害の重大性		
災害の可能性	○ 軽微	△ 重大	× 極めて重大
○ほとんど起こらない	○○	○△	○×
△たまに起こる	△○	△△	△×
×かなり起こる	×○	×△	××

- 「災害の可能性」と「災害の重大性」の2つの要素でランク付けします。
- 2つの要素は、次の方法によって見積りします。
 - 1 災害の発生の可能性からみて、○、△、×で表します。
 - 2 災害の重大性からみて、○、△、×で表します。
- 災害の可能性は「○ほとんど起こらない」、「△たまに起こる」、「×かなり起こる」です。
- 災害の重大性は「○軽微なもの」、「△重大なもの」、「×極めて重大なもの」です。

「○、△、×」の程度は実態に応じて決めておきます。

例えば、災害の可能性は、「10年に1回程度○」「年に1回程度△」「3ヶ月以内に1回程度×」
また、災害の重大性は「不休災害○」「休業災害△」「死亡・重傷災害×」など。



ステップ3 リスクの評価

リスクレベルを評価し、それが許容可能なリスクかどうかを判定しましょう。

(別表2)

- 誰が行うか
→ 事業者や現場管理者が中心となって
- リスクレベルを評価し、リスクへの対応を決定します。

リスクの見積り	リスクレベル	リスク評価	リスクへの対応
××	5	非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
×△、△×	4	かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
○×、×○、△△	3	危険	機械や設備の改善を計画的に行う
○△、△○	2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
○○	1	許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

ステップ4 リスクの低減対策の検討と実施

リスク低減の優先順位は次のとおりです。

- 1 設計や計画での対策**
危険な作業の廃止や変更、危険性・有害性の低い材料への変更、より安全な工法への変更など
- 2 工学的な対策**
ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置などの設置

- 3 管理的な対策**
マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練など
- 4 個人用保護具の使用**
上記1～3を講じても低減できなかったリスクに対してのみ実施



ステップ5 内容の記録

記録の例は次のページのとおりです。

ステップ1から4の内容を記録し、保存しましょう。

さあ!リスクアセスメントをはじめてみましょう。



ステップ1 危険要因の洗い出し

危険要因の洗い出しは、リスクアセスメントの最大のポイントです。

事業場で起きた過去の災害事例や、下記の危険要因の例などを参考に現時点で出来るだけ、あなたの事業場の危険有害源をリストアップしましょう。また、設備の新設、変更など職場環境の変化があれば、繰り返し実施することが大切です。

一般的な危険要因

- 墜落・転落の危険性
- はさまれ・巻き込まれなどの危険性
- 転倒の危険性
- 物が飛来・落下してくる危険性
- 積荷等が崩壊する危険性
- 重量物等の運搬による危険性
- 物との激突による危険性
- 機械や刃物による切れなどの危険性
- 交通事故の危険性
- 感電による危険性
- 有害物質による中毒等の健康障害の危険性
- 健康管理不足による健康障害の危険性
- 過重労働による健康障害の危険性
- その他(爆発火災、高温物等との接触、寒冷環境、有害光線などによる危険性)



危険要因の洗い出しは、「(危険有害要因が)～するとき、～したので、～(事故の型)になる。」と表現します。

危険要因の例

転落



●墜落や転落する可能性のある場所や作業は？

- 手すりを取り付けられていない倉庫の2階の作業床の端で荷の取扱いをしているので、墜落する。
- 荷を持って階段の昇降をしているので、転落する。
- 一人で脚立や踏み台を使用して照明等の清掃作業をしているので、脚立から転落する。
- 照明のない暗い階段を通行しているので、転落する。
- 手すり等の墜落防止措置のない屋根の作業や高所を通行しているので、墜落する。

頭部を損傷し死亡する例があります。

転倒



●転倒する危険のある場所や作業は？

- 清掃や雨などで濡れている床や通路を通行しているので、転倒する。
- 不安定な荷などを運搬しているので、バランスを崩して転倒する。
- 急いで通路等を走っているので、転倒する。
- 物や配線等がある床や通路を歩いているので、つまずいて転倒する。
- 床が凹凸のまま補修されていないので、歩行してつまずいて転倒する。

不意の転倒により、手首の骨折などの長期休業を要する例があります。

切傷



●機械や刃物により切傷の危険のある機械や作業は？

- スライサーなどの食品加工用機械を安全ガードをはずして使用しているので、手指を切断する。
- 木材加工用機械の安全装置が故障しているまま使用しているので、手指を切断する。
- 包丁やカッター等の工具を素手で扱っているので、切傷する。
- ガラス等が入っているゴミ袋を素手で扱っているので、手指を切傷する。

手、指の切断等身体の一部に障害が残るものが発生している例があります。



